

教育課程における書写・書道教育の改善・充実についての要望

書写・書道教育推進協議会

書道は国民の国語力を支え、伝統行事等を通して国民に根付いた我が国が誇る中核的な伝統文化であり、これを次世代へ力強く継承していくことは極めて重要です。一方、昨今のITの飛躍的な進化により、手書き文字、とりわけ毛筆の文字が用いられるることは極端に少なくなってきており、書道人口も減少傾向にあります。

このような状況下、国が令和三年に「書道」を登録無形文化財として保護継承することとしたのは極めて有意義であります。さらに、我が国の「書道」を世界に誇る文化とするため政府は令和六年三月にユネスコに対して「書道」をユネスコ無形文化遺産に登録するよう提案しており、令和八年十二月には決定されると見込まれています。

このように書道を国内外で保護継承していく取組が進んでいる中、学校教育においても書写・書道教育の充実が図られることは極めて重要です。さらに「書道」がユネスコ無形文化遺産に決定された際には、我が国として「書道」を保護継承していく取組を積極的に講じる責務が生じ、中でも学校における書写・書道教育の充実は必要不可欠であると言えます。

このため、本協議会としては次期学習指導要領の改訂にあたって書写・書道教育の実情に鑑み、次の事項を要望いたします。

書写・書道教育の充実を通じて、世界に誇る我が国書道の保護継承さらには国内外の人々への普及を図るため、ぜひ、要望事項を実現していただくことを切に望みます。

令和二年度より実施された学習指導要領が、令和六年度に完成を迎えるました。本協議会では、学習指導要領に示された趣旨や内容を実現するためには調査・研究を重ねてまいりました。次期学習指導要領の改訂にあたり、これから書写・書道教育の充実・改善を図るため以下の通り要望いたします。ご検討くださいますようお願い申し上げます。

一、小学校低学年における運筆指導のさらなる充実

小学校学習指導要領の第一学年及び第二学年の指導事項に「点画の書き方」が示され、同解説には、その具体的な指導方法として「水書用筆等を用いた運筆指導」が示されました。これにより、中学年の「筆圧」、高学年の「穂先の動き」「点画のつながり」へと展開し、字形・配列指導と運筆指導が一体的に行われるように改善が図られました。

次期改訂において、この運筆指導のさらなる充実を図るとともに、その指導が確実に行われるよう低学年における書写の配当時間（三十単位時間）を明記していただきたい。

また、「書道」のユネスコ無形文化遺産登録を視野に入れ、第一学年から毛筆を用いる授業を設定し、第三学年の毛筆書写へ円滑に接続する機会を設定していただきたい。

作文指導（「B 書くこと」と書写の指導の関連を一層明確にし、手書きを通して言葉を紡ぎだして表現したり、思考したりする能力の育成を国語科の中に設定していただきたい。

二、国語科書写において、文字文化の学習の深化を図る指導内容の充実

令和三年に「書道」が我が国の登録無形文化財となりました。これを受け、小学校から中学校にかけて系統的に文字文化を学ぶカリキュラムを整備し、芸術文化としての書道の理解を深めることが求められるところです。現行の教育課程の義務教育段階においては、中学校第三学年に「身の回りの多様な表現を通して文字文化の豊かさに触れ・・・」と示されていますが、芸術文化としての「書道」の学びが設定されておりません。また、高等学校の芸術科書道ーは選択必履修科目であり、すべての生徒が学習する科目とはなっておりません。

次期改訂において、我が国すべての子供たちが、小学校から文字文化の豊かさに触れるとともに、特に中学校段階では、文字文化の学習の深化が図られるよう指導内容の改善と充実を図っていただきたい。

三、高等学校芸術科において、芸術科四科目を貫く学習の設定

今日、将来の予測が非常に困難な状況にあるVUCA時代において、身体を通して知性と感性を融合させながら物事を捉えていく力を育成する芸術教育の重要性が一層高まっています。世界的にはWe——being教育、STEAM教育などにおいて「芸術」教育の果たす役割が注目されているところです。「文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議」におきましても、上記が論点となつたと聞いております。

次期改訂において、「芸術とは、美とは、文化とは、表現とは、鑑賞とは、日本文化とは」等について「問い合わせ」を生み、芸術科ならではの見方・考え方を広げ、多様性への理解を図ることを趣旨とした芸術科の各科目を貫く学習内容を設定していただきたい。

四、教員養成課程における免許法に対応する授業の充実と教員研修の実施

上記一に示した運筆指導の充実を図る指導を学校現場において着実に実施するために、教員養成課程においては、教育職員免許法施行規則に示された小学校の「国語（書写を含む）」及び中学校「書道（書写を中心とする）」が確実に実施され、「毛筆書写」の指導力が高められるよう、必要に応じ、施行規則改正または局長通知など柔軟な手段をご検討いただきたい。また、国語科書写の高い指導力を有する教員を採用できるよう、小・中学校への書写専任教員（複数校兼務型を含む）の配置を推奨するよう各教育委員会等に働きかけていただきたい。

上記二に示した指導が確実に行われるよう小・中学校国語科「書写」の教員研修の機会を設定していただきたい。

書写・書道教育の改善・充実に加え、以下の事項を強く要望いたします。

五、書道担当の専任教科調査官の配置

現在、書道担当の教科調査官は大学教員が併任する非常勤調査官となつております、その業務は他の芸術関係調査官と同等となつております。非常勤調査官の業務遂行は余りにも負担が大きいと考えられます。その改善策として、従前は書道を担当する専任調査官が配置されていたこともあり、次の教科調査官の交替にあたつては、学校教育において音楽、美術、工芸と並ぶ芸術文化のひとつである書道教育、また国語科書写の指導が一層充実するよう、専任調査官を配置していただきたい。

令和七年十二月三日

書写・書道教育推進協議会



会長 田中壯一郎

副会長 高木聖雨
副会長 中村伸夫

構成団体

公益社団法人全日本書道連盟

公益財団法人全国書美術振興会

全日本書写書道教育研究会

全日本高等学校書道教育研究会

全国大学書写書道教育学会

全国大学書道学会

賛同団体

一般財団法人毎日書道会

読壳書法会

産経国際書会

公益社団法人日本書芸院

全日本書文化振興連盟

日本書道文化協会

文部科学大臣
松本洋平殿

令和七年十二月三日

書写・書道教育推進協議会



会長 田中壯一郎

副会長 高木聖雨
副会長 中村伸夫

構成団体

公益社団法人全日本書道連盟

公益財団法人全国書美術振興会

全日本書写書道教育研究会

全日本高等学校書道教育研究会

全国大学書写書道教育学会

全国大学書道学会

賛同団体

一般財団法人毎日書道会

読壳書法会

産経国際書会

公益社団法人日本書芸院

全日本書文化振興連盟

日本書道文化協会

中央教育審議会
会長 橋本雅博殿